

函館市林業高性能機械導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 函館市林業高性能機械導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、函館市補助金等交付規則（昭和 62 年函館市規則第 43 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この要綱は、林業高性能機械の導入を支援することにより、林業施業の効率化、施業現場の安全性の向上による労働環境整備を推進するとともに、施業のオートメーション化を図り、若年層が活躍できる環境を醸成することで、林業の成長産業化を促すことを目的とする。

（補助対象事業等の要件）

第 3 条 本事業における補助対象事業、補助対象者、対象経費および補助率ならびに交付要件は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の計画書（別記第 1 号－2）
- (2) 補助事業の収支予算書（別記第 1 号－3）
- (3) 納税証明書（発行から 3 カ月以内のもの）
- (4) 導入する機械等の操作に必要な資格等を証するものの写し
- (5) 導入する機械等の詳細が分かる資料
- (6) 見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付の決定の通知）

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付すべきものと認める

ときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正または条件を付して補助金の交付を決定することができる。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付の申請をした者に補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、第9条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定による概算払の手続等は、市長が定める。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書（別記第3号－2）
- (2) 補助事業の収支決算書（別記第3号－3）
- (3) 領収書の写しなど
- (4) 導入した機械の写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の補助事業実績報告書等により報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査

し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、その額を補助金の額の確定通知（別記第4号様式）により通知するものとする。

（稼働状況報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間、毎年4月30日までに林業高性能機械稼働状況報告書（別記第5号様式）に次の各号の書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 月ごとの導入機械の稼働状況写真

(2) その他市長が必要と認める書類

（管理注意義務）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した林業高性能機械については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した林業高性能機械については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、または担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的および当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（処分財産の納付）

第13条 市長は、補助事業者が前条の定めにより市長の承認を得て財産処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を市に納付させることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。